

# 令和6年度 農業振興地域整備計画総合見直しに伴う基礎調査業務委託

## 特記仕様書

### 第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、農業振興地域整備計画総合見直しに伴う基礎調査業務委託に関し、適用するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、令和3年12月に「山梨県農業振興地域整備基本方針」が変更されたこと及び、農地法等の一部改正や自然的、経済的、社会的諸条件の変化を考慮して、長期的観点から農業振興を図るための総合的基本計画を定めるもので、農業生産基盤整備や農業近代化施設の整備等のほか、保全すべき農地について「農用地区域」を定め農用地等の確保を図るとともに、必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図ることを目的とする。

(対象区域)

第3条 対象区域は、甲府市内全域とする。  
うち、農業振興地域内 農用地区域面積 960.4ha

(委託期間)

第4条 委託期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(法令及び規程の準用)

第5条 本業務は、以下に記載する法令及び規則、関係通知等を準用するものとする。

- 1 食料・農業・農村基本法（平成11年法律 第106号）
- 2 農地法（昭和27年法律 第229号）
- 3 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律 第58号）
- 4 同 施行令（昭和44年政令 第254号）  
    〃 施行規則（昭和44年農林省令 第45号）
- 5 甲府市財務規則（昭和62年 規則第1号）
- 6 農業振興地域制度事務必携（令和3年8月版）
- 7 農業振興地域整備計画管理事務の手引き（山梨県）
- 8 その他必要とするもの

(作業計画及び承認)

第6条 受託者は、本業務の着手にあたり、契約締結後7日以内に業務計画書、着手届、工程表、業務代理人等通知書を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。なお、これを変更する場合も同様とする。

(従事技術者)

第7条 本業務における管理技術者、照査技術者については、次のとおりとする。

1 管理技術者の条件について、以下のとおり定める。

共通仕様書第7条第3項に定める技術士の「業務に該当する部門（業務に該当する選択科目）」は「農業部門（農村地域計画）」とし、併せて公告日から過去5年以内に山梨県内地方公共団体が行う業務委託のうち次の業務の実績を有する者。

・農業振興地域整備計画総合見直しに伴う基礎調査業務委託

2 照査技術者の条件について、以下のとおり定める。

共通仕様書第8条第2項第2号に定める技術士の「業務に該当する部門（業務に該当する選択科目）」は「総合技術監理部門（農業-農業農村工学）」、「総合技術監理部門（農業-農村地域・資源計画）」、「農業部門（農業農村工学）」、「農業部門（農村地域計画）」とし、RCCMの「該当する業務の指定」は「農業土木」とし、そのいずれかの資格を有する者。

(資料等の貸与及び返還)

第8条 受託者は、委託者が収集している調査に必要な資料等を委託者より貸与を受けることができる。また受託者は、貸与された資料等を委託業務完了後速やかに返還しなければならない。

(機密の保持)

第9条 受託者は、業務遂行上知り得た機密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 受託者は、作業実施にあたり本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じたときは、担当係員とその都度相互協議し、その指示を受けるものとする。

(検査)

第11条 受託者は、業務終了後速やかに完了届、納品書と共に成果品を提出し、委託者の最終検査を受けなければならない。なお、訂正を要する場合には、速やかに訂正

し再検査を受けなければならない。

## 第2章 業務概要

(貸与資料)

第12条 本業務における貸与資料は、以下のとおりとする。

- 1 既存農業振興地域整備計画 計画書及び基礎資料
- 2 農振農用地区域管理図（既存）
- 3 現況農用地区域リスト（デジタルデータ）
- 4 1/1,000 地番図データ（最新）
- 5 各種農業関連統計書
- 6 各種関連計画
- 7 その他必要とするもの

(打合せ協議)

第13条 打合せ協議は、作業着手前、中間1回、成果品納入時で、基本的な打合せを行うものとする。なお、必要に応じて随時行うものとし、打合せ内容は、書面に記録し、速やかに委託者に提出する。

## 第3章 農用地利用計画

(農用地区域データ確定)

第14条 作業の内容は、以下のとおりとする。

- 1 計画準備  
各工程の作業計画を立案し、業務が円滑に行えるよう準備を行う。
- 2 1/1,000 地番図調整  
地番図データを着色並びに属性データが付加できるようにデータ形式の調整を行う。
- 3 現況農用地区域データ作成  
既存農用地区域管理のデータを、近年随時変更データと最新課税台帳データを活用して、確認することで最新の農用地区域データを作成する。
- 4 不突合処理  
課税台帳データに農用地区域データを付加したデータと最新地番図データを突合させ、リストを作成したうえでその内容について協議し、不突合の解決処理を図る。

- 5 1/1,000 地番図着色  
地番図データに属性データ（農用地域データ）を付加し、着色を行う。
- 6 着色検査  
既存農用地域管理図と着色した地番図を比較し、着色漏れ等の検査をするとともに、図形データと属性データの不整合を解決処理する。
- 7 現況農用地域図作成  
縮尺 25,000 分の 1 及び 2,500 分の 1 にて地形図と農用地域図形データを重ね合わせ農振用途別に着色し出図する。
- 8 現況農用地域リスト作成  
農用地域リストを作成するとともに、指定様式に合わせた面積集計を行う。
- 9 除外編入検討図作成  
前項までに作成した現況農用地域図等をもとに、見直しを検討する際必要となる集团的農用地分布図（10ha 未満、10～20ha、20ha 以上）、基盤整備地分布図（区画整理実施済、その他の基盤整備実施済、未実施）、及びこれらを総括した除外編入検討図を作成する。

## 第 4 章 農業振興地域整備計画

（基礎調査に関する基礎資料作成）

第 15 条 作業の内容は、以下のとおりとする。

### 1 計画準備

各工程の作業計画を立案し、業務が円滑に行えるよう準備を行うとともに業務の目的をよく理解した上で、基礎資料作成に必要な各種資料を収集する。

### 2 基礎資料作成

農業振興地域制度事務必携等に従い、以下の調査を行う。

- (1) 地域の概況
- (2) 農業生産の現況及び見通し
- (3) 土地利用の現況及び見通し
- (4) 農業生産基盤の現況及び見通し
- (5) 農用地等の保全及び利用の現況及び見通し
- (6) 農業近代化施設整備の現況及び見通し
- (7) 農業就業者育成・確保の現況及び見通し
- (8) 就業機会の現況及び見通し
- (9) 農村生活環境の現況及び見通し
- (10) 森林の整備その他林業の振興との関連に関する現況及び見通し

- (1) 地域の諸問題の解決を図るための各種の協定、申合せ等の実施状況
- (2) 農業及び農村の振興及び整備のための推進体制等

### 3 基礎資料付図作成

基礎資料付図として農業振興地域制度事務必携等に従い、以下の図面を作成する。

- (1) 農業生産基盤整備状況図（付図1号）
- (2) 農用地等保全整備状況図（付図2号）
- (3) 農業近代化施設整備状況図（付図3号）
- (4) 農業就業者育成・確保施設整備状況図（付図4号）
- (5) 農村生活環境整備状況図（付図5号）

## 第5章 成果品

(成果品)

第16条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- |   |                 |    |
|---|-----------------|----|
| 1 | 現況農用地区域リスト      | 一式 |
| 2 | 現況農用地区域図（A0サイズ） | 一式 |
| 3 | 現況農用地区域図（A3サイズ） | 一式 |
| 4 | 除外編入検討図         | 一式 |
| 5 | 基礎資料            | 一式 |
| 6 | 基礎資料付図          | 一式 |
| 7 | その他必要とする資料      | 一式 |